

令和6年度

第1回

岡山県動物愛護推進協議会

資料

# 目 次

## 議事（１） 岡山県動物愛護センターの現状について 資料１

1	犬の保護収容数、返還数及び返還率	1
2	猫の保護収容数、返還数及び返還率	1
3	飼えなくなった犬・猫の引取数	2
4	犬・猫の殺処分数と殺処分率	3
5	第1種動物取扱業登録件数及び業種別登録割合	5
6	特定動物の種類及び許可施設数	5
7	犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数	6
8	犬・猫の譲渡事業実績	7
9	犬・猫の譲渡数実績	8
10	犬のしつけ方教室参加者実績	9
11	動物ふれあい教室実績	10
12	出張ふれあい教室実績	10
13	負傷動物収容実績	10
14	北広場（ドッグラン）利用状況実績	11

## 議事（２） 岡山県動物愛護推進員の活動について 資料２

1	動物愛護推進員の活動内容	12
2	令和5年度活動報告	13
3	令和6年度活動予定	13

## 議事（３） 岡山県動物愛護管理推進計画について 資料３

1	犬・猫の引取り数	15
2	犬・猫の保護収容数	15
3	犬・猫の殺処分率	16
4	犬のしつけ方教室の延参加者数	16
5	動物取扱業者施設監視	17
6	特定動物飼養・保管施設監視率	17

## 議事（1） 岡山県動物愛護センターの現状について

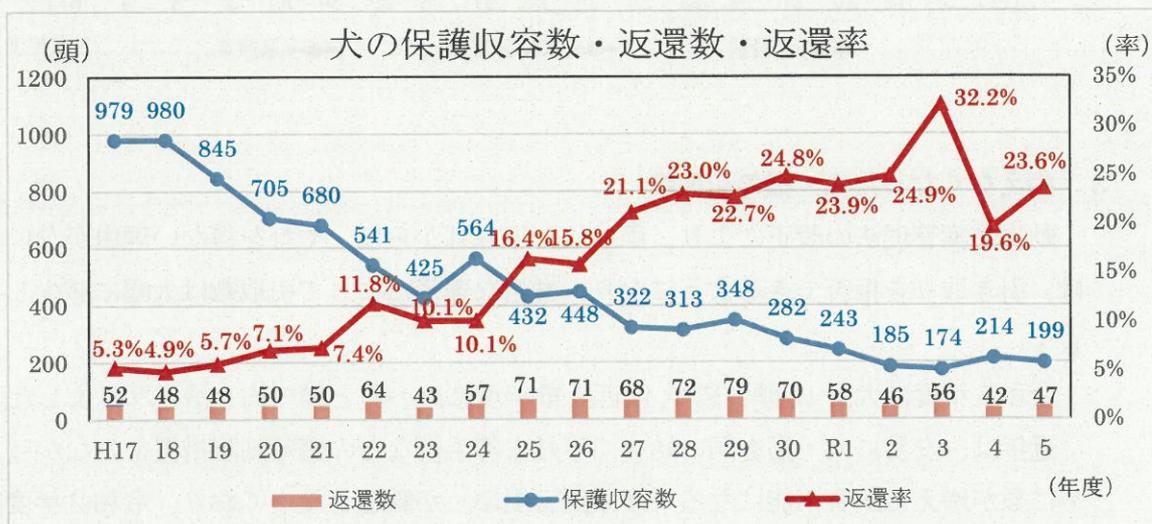
## 1 犬の保護収容数、返還数及び返還率

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という）、岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動物愛護管理条例」という）に基づき犬の保護収容を実施しています。

保護収容した犬については、返還を促進するため、市町村へ公示を依頼したり、動物愛護センター（以下「センター」という）のホームページに写真付きで情報を掲載しています。

犬の保護収容数は、平成 17 年度のセンター開所以来徐々に減少し、令和 5 年度は 199 頭となり、開所時の約 20% になっています。

犬の返還率は、平成 17 年度のセンター開所以来徐々に増加し、令和 3 年度は 32.2% で開所時の約 6 倍でしたが、令和 5 年度は 23.6% で開所時の約 5 倍にとどまりました。



## 2 猫の保護収容数、返還数及び返還率

動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づき、猫の保護収容を実施しています。

猫の保護収容は、そのまま放っておくと死亡してしまう場合に限っており、生後間もなく人間により捨てられた子猫及び親猫の飼育放棄等により取り残された子猫が大半を占め、負傷した猫も含まれます。遺棄の疑いのある猫については、警察が捜査をした後にセンターに収容されています。

保護収容した猫についても、返還を促進するため、センターでの公示を行うとともに、センターのホームページに写真付き（掲載可能なものに限る）で情報を掲載しています。

猫の保護収容数は、平成 17 年度のセンター開所以来徐々に減少し、平成 24 年度から

平成 27 年度は横這い、平成 28 年度から再び徐々に減少していましたが令和元年度から増加傾向に転じました。令和 2 年度は特に重傷及び予後不良の個体が多く収容されたこともあって 309 匹となりましたが、それ以降は 200 頭前半で推移しており、今後も 200 頭前後で増減しながら推移するのではないかと想定しています。

猫の返還率は、平成 17 年度のセンター開所以来、約 1%未満で推移しています。



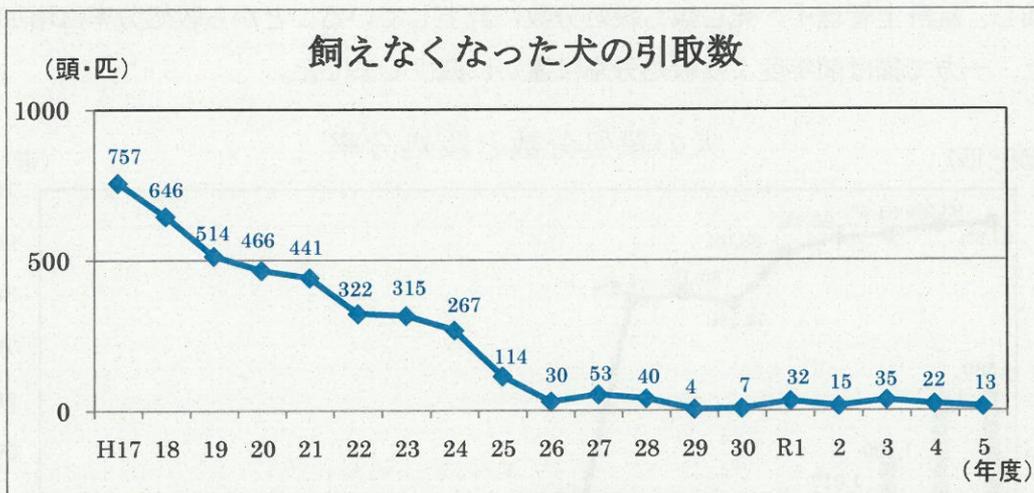
### 3 飼えなくなった犬・猫の引取数

動物愛護管理法の改正により、平成 25 年 9 月からは、やむを得ない理由がない場合は、引き取りを拒否できるようになり、厳格な運用によって引取数は大幅に減少しています。

令和 5 年度は犬が 13 頭、猫が 44 匹と前年度に比べると猫で約 2 倍となりました。

近年は、安易に犬・猫を飼い始めて不妊去勢手術などの繁殖制限措置をしなかったために数が増えて飼育不能になる「多頭飼育崩壊」が課題となっており、令和 2 年度はセンター管内でも犬・猫共に 1 件ずつでしたが、令和 3 年度は犬 3 件、猫 1 件、令和 4 年度は犬 2 件、猫 2 件、令和 5 年度は犬 1 件、猫 5 件で発生しています。

多頭飼育崩壊が起こると、飼い主自身若しくはその親族等で譲渡ができない場合、行政が引き取らざるを得ず、引取り数が一気に増加し、ひいては殺処分数増加にもつながります。そのため、多頭飼育者を把握し、崩壊を防ぐために、県や市町村の福祉部局との連携を図っているところです。手始めに令和 5 年度は管内の地域包括支援センター及び社会福祉協議会に対して被支援者の動物飼養に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて要望のあった 2 市町で多機関連携の必要性等について出張講演を行いました。



#### 4 犬・猫の殺処分数と殺処分率

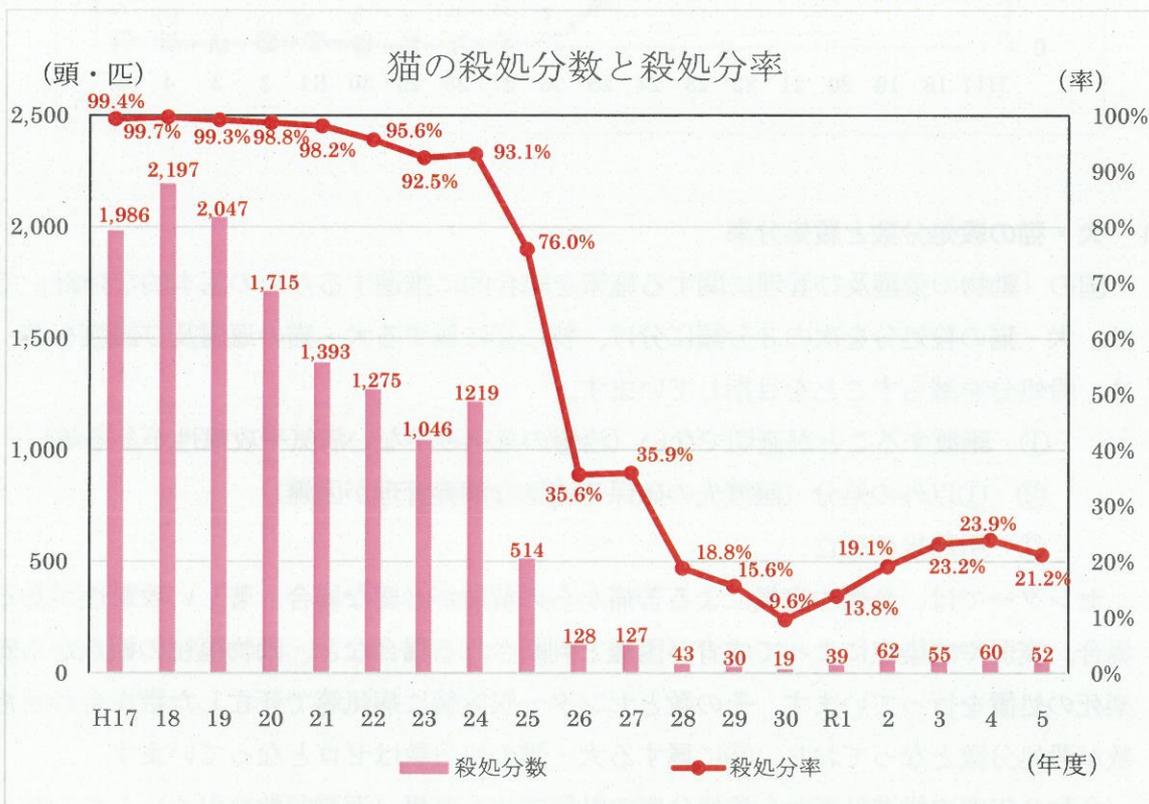
国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、犬・猫の殺処分を次の3分類に分け、特に②に属する犬・猫の返還及び譲渡を進め、殺処分を減らすことを目指しています。

- ① 譲渡することが適切でない (治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)
- ② ①以外の処分 (譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)
- ③ 引取後の死亡

センターでは、負傷や病気による苦痛からの解放が必要な場合、著しい攻撃性がある場合、衰弱や感染症によって成育が困難と判断される場合など、動物福祉の観点から安楽死の処置を行っています。その数とセンター収容後に病気等で死亡した数を合わせた数が殺処分数となっており、②に属する犬・猫の処分数はゼロとなっています。

令和3年度の推進計画から殺処分率の計算方法を変更 (返還頭数を引く) しました。

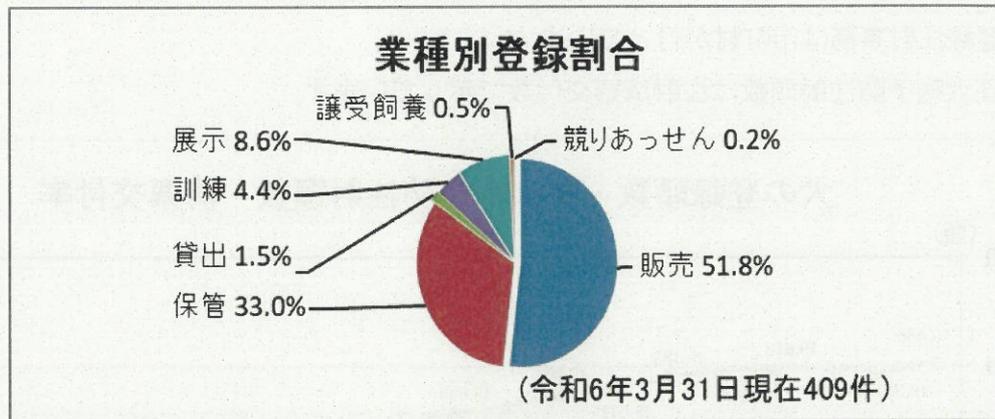
令和5年度は犬で15頭、猫で52匹処分しましたが、犬は老衰等による管理中の死亡が増加し、統計上管理中の死亡数も殺処分数に計上していることから殺処分率は増加しました。一方で猫は前年度より殺処分率は僅かに減少しました。



## 5 第1種動物取扱業登録件数及び業種別登録割合

第1種動物取扱業は動物愛護管理法により登録制となっており、5年毎に更新手続きが必要です。

	販売	保管	貸出	訓練	展示	譲受飼養	競り あつせん	総件数
登録	212	135	6	18	35	2	1	409



令和6年3月31日現在での登録件数は、総数が409件で、内訳は、ペットショップやブリーダー等の販売業が212件、ペットホテルやペット美容室等で動物を一時預かるような保管業が135件、貸出業が6件、訓練業が18件、動物を見せたり動物とのふれあいをする展示業が35件、老犬施設等の譲り受け飼養業が2件、競りあつせん業が1件でした。

施設の立入指導は、大規模施設については年に1回以上、その他の施設は最低3年に1回行っています。令和5年度の立入件数は141件（目標の102%）でした。

動物取扱責任者研修会は従来毎年開催し、業者に指導啓発していました。令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から参加が義務となる研修会という形式を取らず、任意の参加による対面方式及びWeb配信による説明会を行って新たに規定された飼養管理基準に関する周知を図りましたが、令和5年度は犬猫販売業者を対象に研修会を実施しました。今年度は、その他の業種を対象に開催する予定です。

## 6 特定動物の種類及び許可施設数

特定動物（人に危害を与える恐れのある動物）を飼養するには、動物愛護管理法により許可が必要で、5年毎に更新手続きを行わなければなりません。法改正により、令和2年6月から特定動物の愛玩目的での新たな飼養は出来なくなっています。

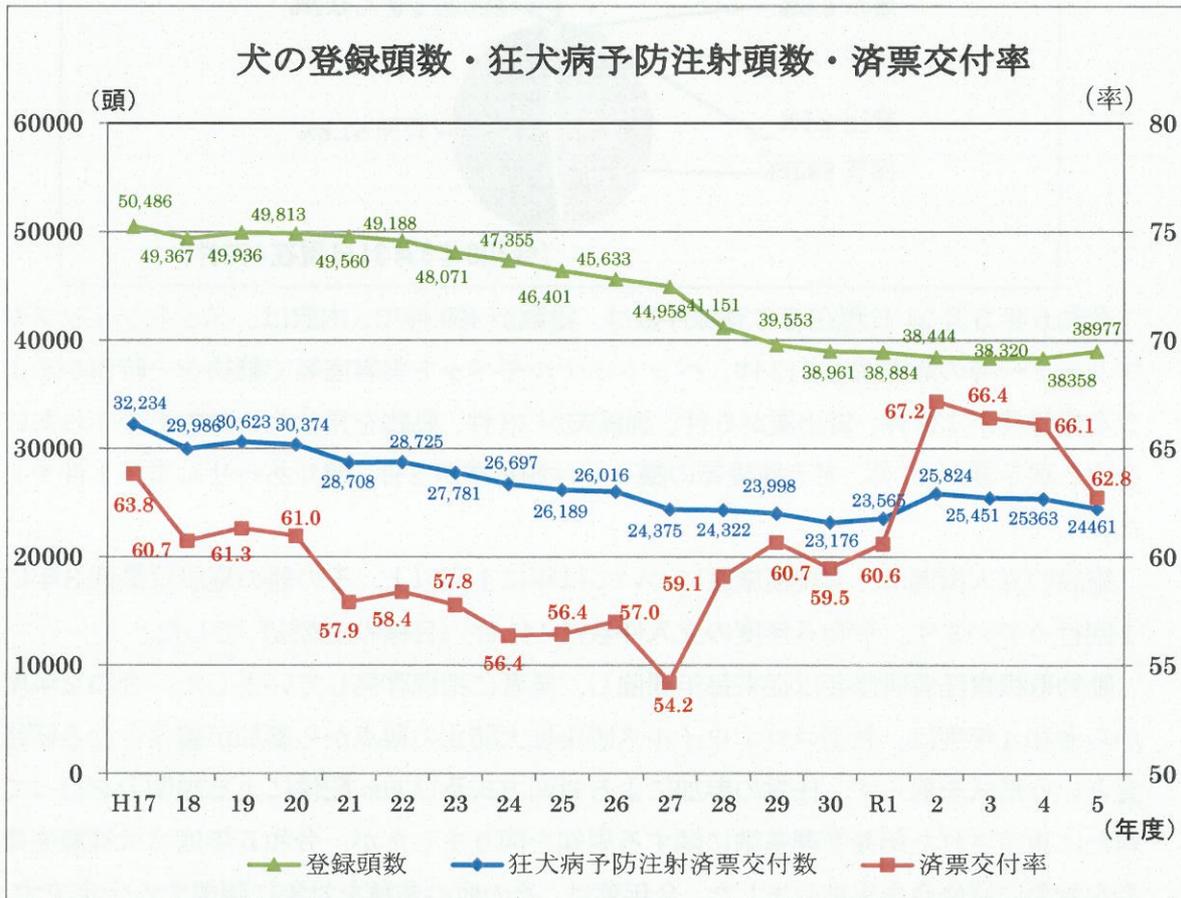
動物種	ニホンザル	ワニガメ	イヌワシ	計
許可施設数	3	6	1	10
飼養許可頭数	12	7	1	20

(令和6年3月31日現在)

### 7 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数（狂犬病予防注射済票交付数・済票交付率）

登録注射事務は市町村が行っています。

狂犬病予防注射頭数は注射済票交付数で示しています。



令和5年度は、登録頭数が38,977頭、注射済票交付数が24,461頭で、登録頭数はほぼ横ばいでしたが、注射済票交付率は3.3%減少しました。

登録頭数と注射済票交付数に開きがありますが、この原因につきましては、2つのことが考えられます。

1つは、注射だけ受けさせて注射済票の交付を受けていない場合です。

犬に狂犬病予防注射を受けさせる場合、市町村の注射会場や、市町村と注射済票交付

の委託契約をしている動物病院では、注射と同時に注射済票の交付を受けることができますが、それ以外では、注射済証明書が発行されるだけで注射済票は交付されません。証明書を市町村に提出して注射済票の交付手続をしないと交付数に計上されませんので、この手続をしていない飼い主がかなりいると推測されます。

もう1つは、犬が死亡したり転出したりした際に届出が市町村に提出されていない場合で、登録が残ったまま注射済票が交付されないことになるため、登録頭数と注射済票交付数の差が開いていきます。また犬の高齢化による予防注射の回避（自主判断若しくは獣医師の判断）も想定されます。

センターでは、注射済票交付率を上げるため、市町村に対して狂犬病予防業務担当者会議を毎年1回開催し、情報共有しながら担当者に啓発をしています。

## 8 犬・猫の譲渡事業実績

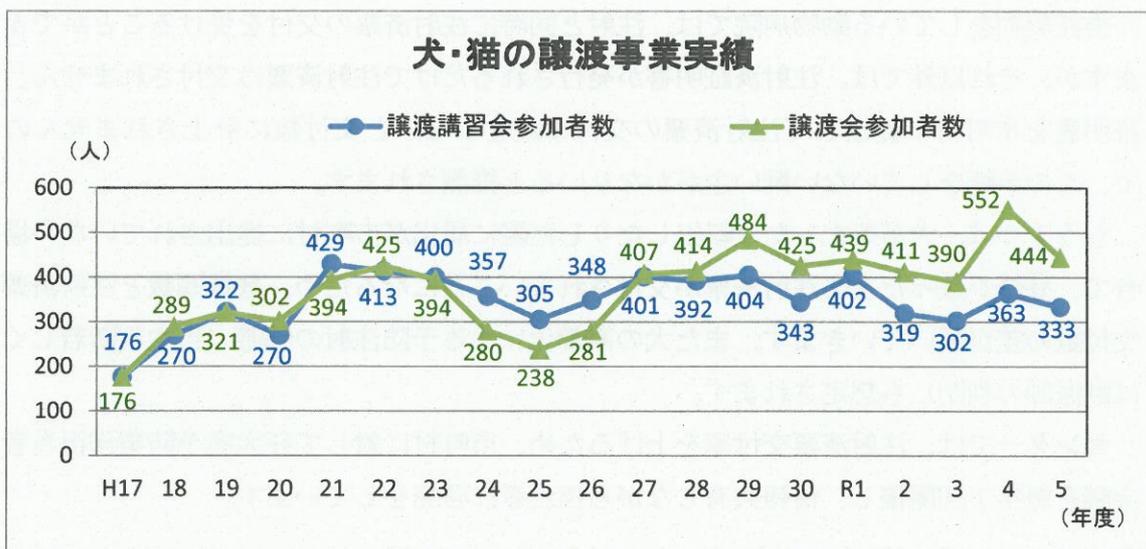
センターに収容・処分される犬・猫にできる限り生存の機会を与え、殺処分数の減少を図ることと、飼い主が適正飼養できることを目的として、動物愛護推進員及び動物愛護団体等と協働して、犬・猫の譲渡事業を実施しています。

### (1) 一般譲渡

一般譲渡として、センターで開催する譲渡会で譲渡をしています。譲渡会参加者には、譲渡会に参加する前に、犬・猫の飼い方講習会（譲渡講習会）の受講を義務付けています。講習会では、飼い主が、犬・猫の適正飼養ができるよう日常管理に関する基礎的な知識、関係法令等について説明しています。

講習会は毎月第2、第4日曜日と第2日曜日の次の木曜日に、譲渡会は毎月第1、第2、第4日曜日と第2日曜日の次の木曜日に開催しています。

譲渡会では、家族の同意や飼育環境等の書類審査に合格した方に、犬・猫とマッチングをしていただき、決まった場合は、終生飼養、登録注射、不妊去勢等の誓約書を提出していただいています。



## (2) 団体譲渡

平成 21 年度から、団体譲渡として、ボランティアを介した譲渡を行っています。ボランティアを介した譲渡は、性格や健康上の問題で一般譲渡に適さない犬・猫をボランティアに譲渡し、ボランティアに問題点の見極めと改善をして貰った上で、適正飼養できる新しい飼い主に譲渡してもらう方法です。

ボランティア登録数は、令和 6 年 6 月末現在、17 団体と個人 19 人です。

## (3) 特別譲渡

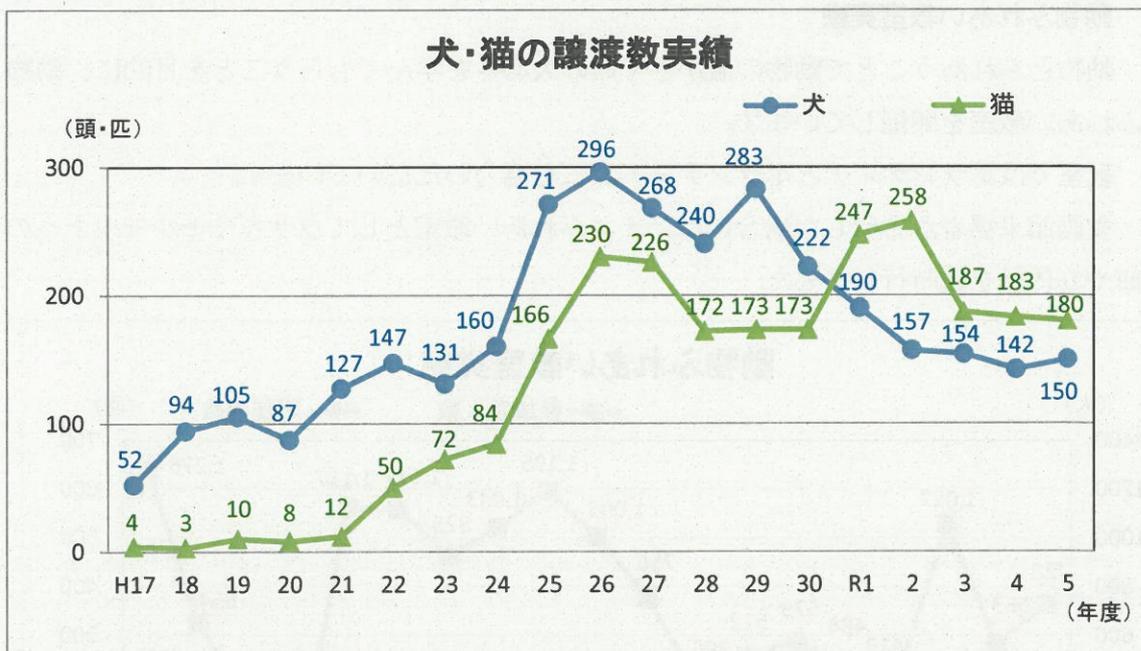
平成 27 年 8 月からは、特別譲渡として、人慣れしていないとか病気がある等の理由で、一般譲渡又は団体譲渡の対象とならなかった犬・猫について、これらのことを十分理解した上で適正な飼養ができるという方に譲渡をしています。

## 9 犬・猫の譲渡数実績

平成 26 年度までは譲渡数が増加していましたが、近年は保護収容数と引取数の減少を受け、譲渡数も減少傾向となりました。令和元年度からは、猫の保護収容数が犬を上回ったことで、猫の譲渡数が犬を上回っています。

平成 21 年度から団体譲渡を始めたことで、譲渡数は大きく増加しました。令和 5 年度の譲渡数に占める団体譲渡の割合は、犬で 69%、猫で 60%でした。

さらに、平成 27 年 8 月から始めた特別譲渡による令和 5 年度の譲渡数の割合は、犬で 5%、猫で 8%でした。



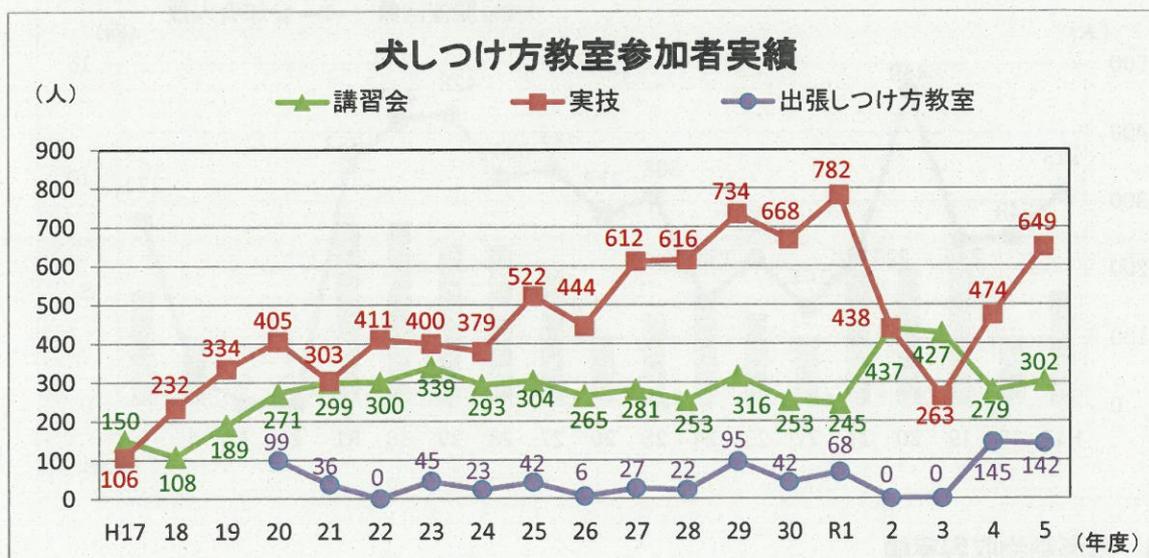
#### 10 犬のしつけ方教室参加者実績

基本的なしつけ方のトレーニング方法を飼い主さんに学んでもらうため、犬のしつけ方教室を開催しています。

毎月第1日曜日に講習会、2週間後の第3日曜日に犬を連れての実技を行っています。

近年、実技の受講希望者が多いため、日曜日の午前と午後の2回、さらに土曜日にも実施して対応しています。

令和5年度の実績は、講習会受講者が147組302名、実技受講者が313組649名、公民館等に出張して行う出張しつけ方教室の受講者は142名でした。

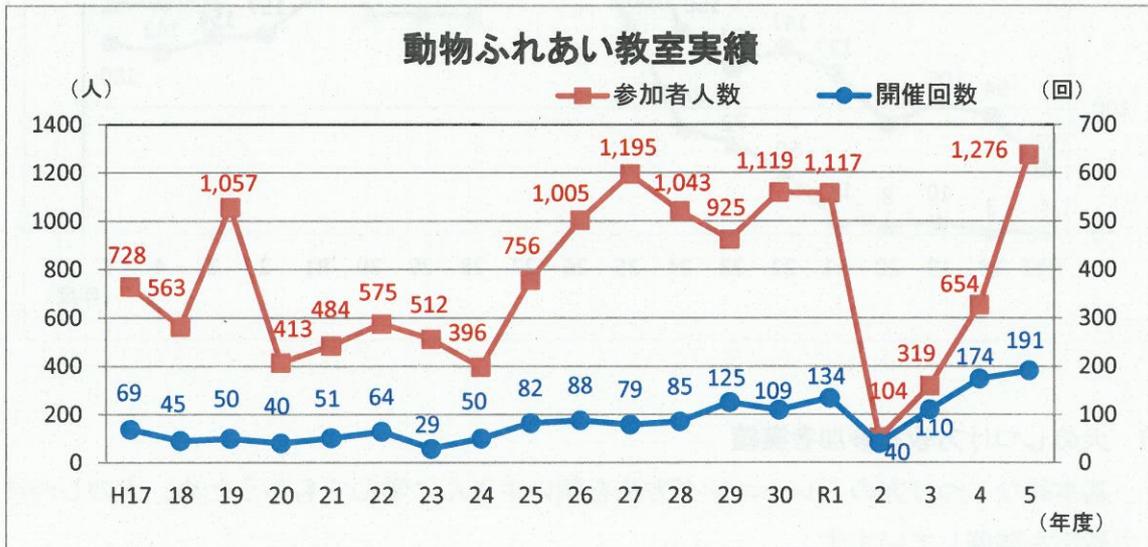


### 11 動物ふれあい教室実績

動物とふれあうことで動物の温かさや命の大切さを学んでもらうことを目的に、動物ふれあい教室を開催しています。

教室ではボランティアとボランティア犬にも協力いただいています。

愛護館来場者が希望した場合には、ミニふれあい教室としてウサギやモルモットへの餌やり体験を随時行いました。



### 12 出張ふれあい教室実績

希望のあった保育園や幼稚園等に出張して開催しています。

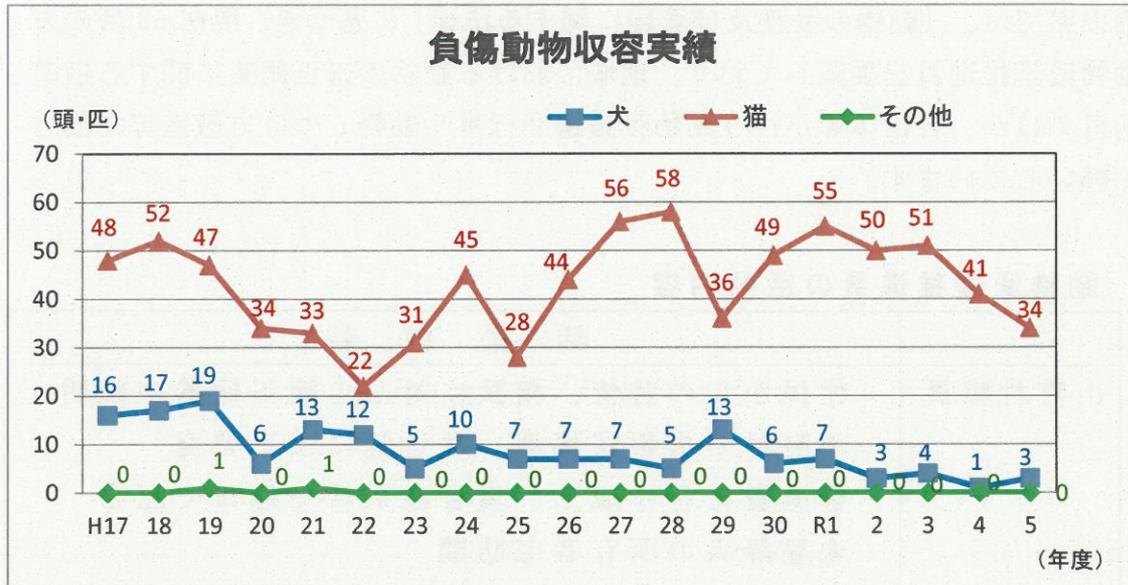


### 13 負傷動物收容実績

動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づき、負傷動物（犬・猫・家うさぎ・ニワ

トリ・アヒル) を收容し、応急処置しています。

治療等は、センターで実施する他、負傷動物がセンターから遠隔地で発見された場合に迅速に対応するため、岡山県獣医師会と「負傷動物診療措置業務委託契約」を結び、協力して下さる動物病院でも行っており、令和5年度は9件の協力をいただきました。



#### 14 北広場（ドッグラン）利用状況実績

ドッグランは、火曜日及び年末年始の休み以外無料で利用できますが、利用に当たっては、鑑札と狂犬病予防注射済票を犬へ装着することを条件としています。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用者が密にならないよう人数・時間制限を設けて利用してもらいました。



## 議事（2） 岡山県動物愛護推進員の活動について

岡山県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、現在 63 名の方に動物愛護推進員を委嘱しており、地域における動物の適正飼養に関する指導・助言のほか、自治体等が行う動物愛護週間行事や動物しつけ方教室等で協力をお願いしています。

## 1 動物愛護推進員の活動内容

	活 動 内 容
市町村職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの苦情、相談に対して適正飼養の説明</li> <li>・ 市町村の広報誌掲載、放送等による啓発</li> <li>・ 啓発資材を作成し、集合注射時や窓口で配布</li> <li>・ 未登録犬の所有者宅訪問</li> <li>・ 幼稚園、保育園でのふれあい教室実施 等</li> </ul>
獣医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狂犬病予防、混合ワクチン、フィラリア症予防、ノミ・ダニの予防に関する啓発</li> <li>・ 動物由来感染症に関する注意事項の説明</li> <li>・ 食事、しつけの指導</li> <li>・ 野良猫の繁殖制限措置（避妊手術）</li> <li>・ ペットフェスティバルの開催</li> <li>・ 行政機関等が実施する事業への協力 等</li> </ul>
動物愛護団 体会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ センター譲渡会の紹介、フェスティバルへの協力</li> <li>・ 動物愛護に関する研修会等への参加</li> <li>・ 野良猫の不妊措置及び近隣住民への説明</li> <li>・ ブログ、SNSを使用した啓発活動</li> <li>・ 団体の活動で犬猫を保護し、新たな飼い主を募集し個人へ譲渡</li> <li>・ 団体で独自に譲渡会や勉強会を開催し、参加者にアドバイス、説明 等</li> </ul>

## 2 令和5年度活動報告

(1) 委嘱人数（令和5年4月1日現在）63名

[内訳 市町村職員 29名 獣医師 11名 動物愛護団体会員 23名]

(2) 令和5年4月1日～令和6年3月31日までの活動実績

### 【動物愛護センター事業への協力状況】

・動物愛護推進員研修会（8/24）	28名
・動物愛護週間街頭キャンペーン（9/15）	3名
・第19回岡山県動物愛護フェスティバル（10/22）	15名
・動物ふれあい教室、しつけ方教室、他協力	延べ人数17名

### 【独自活動の内容】

・動物の愛護及び適正飼養等の普及啓発	825件 (報告者40名)
・繁殖制限措置に関する助言	418件 (報告者26名)
・譲渡のあっせん	217件 (報告者9名)

## 3 令和6年度活動予定

(1) 委嘱内定人数（令和6年7月31日現在）63名

[内訳 市町村職員 29名 獣医師 11名 動物愛護団体会員 23名]

(2) 動物愛護推進員研修会（8月22日(木)）

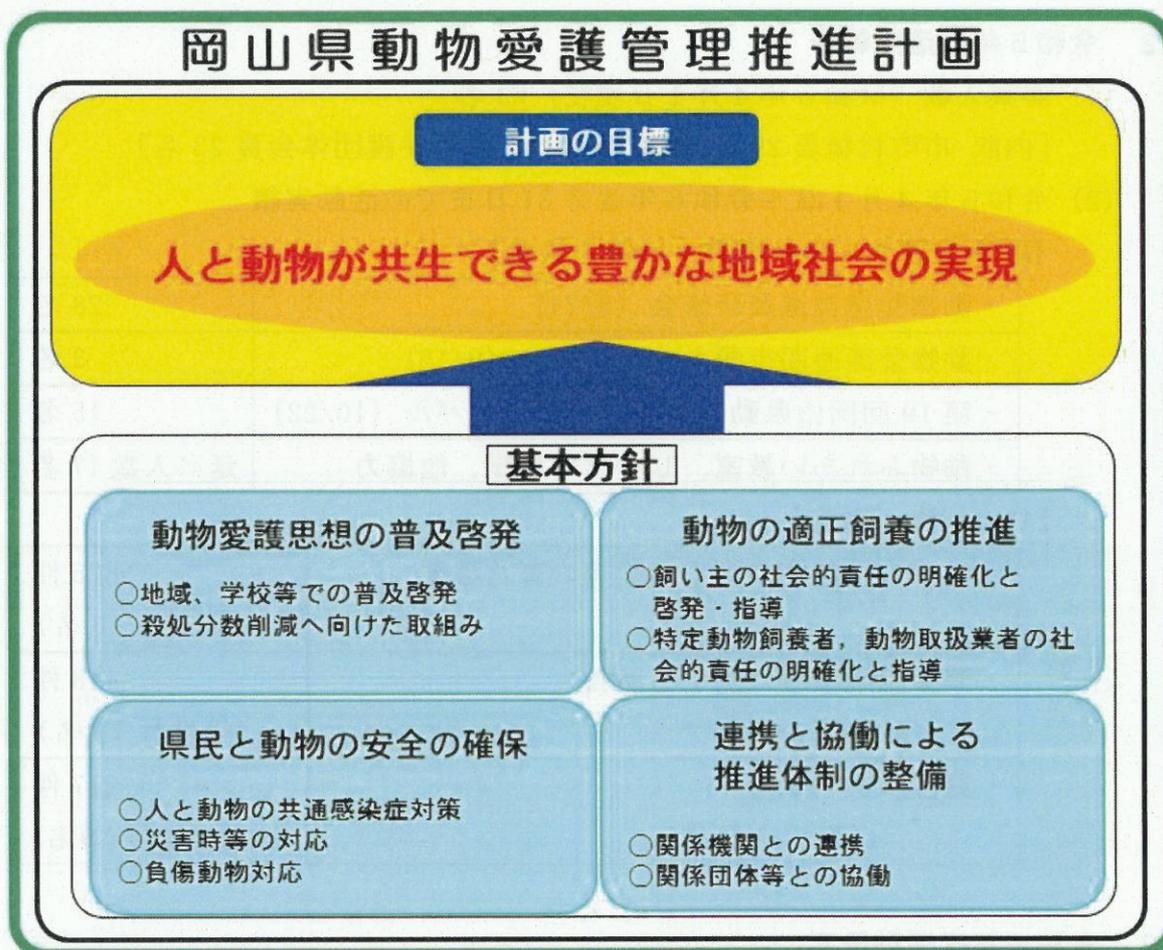
(3) 動物愛護週間街頭キャンペーン（9月20日(金)）

(4) 第20回動物愛護フェスティバル（10月27日(日)）

(5) 犬のしつけ方フォローアップ教室・譲渡犬交流会（3月中旬予定）

(6) 動物ふれあい教室、しつけ方教室、その他独自の活動

## 議事(3) 岡山県動物愛護管理推進計画について

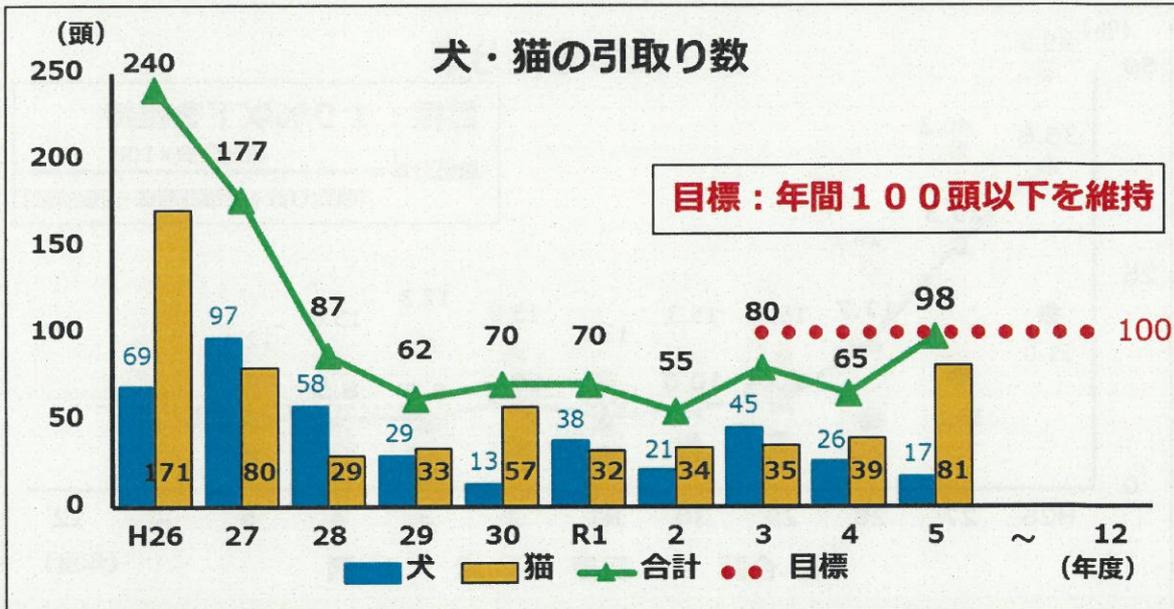


## 1 犬・猫の引取り数

令和3年度からの新たな計画では、目標を「年間100頭以下を維持」としています。

令和5年度の飼い主からの犬猫の引取り数は、98頭で目標を達成しています。

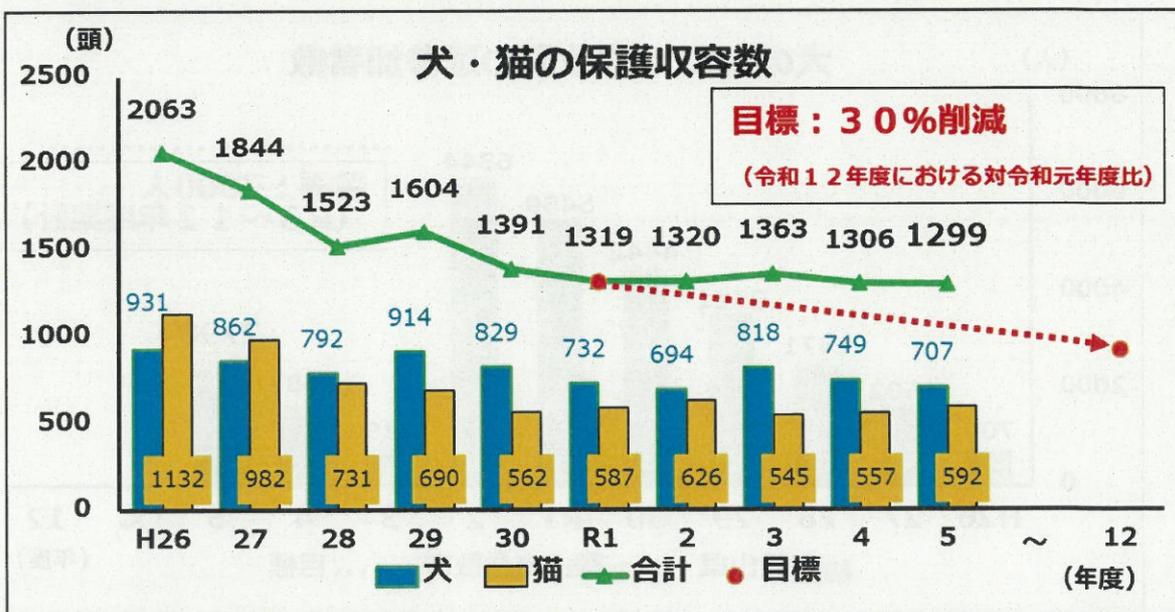
引き続き、終生飼養及び繁殖制限措置の推進等の取組を継続し、目標達成を目指します。



## 2 犬・猫の保護収容数

目標は、令和12年度における保護収容数を令和元年度比で30%削減としています。

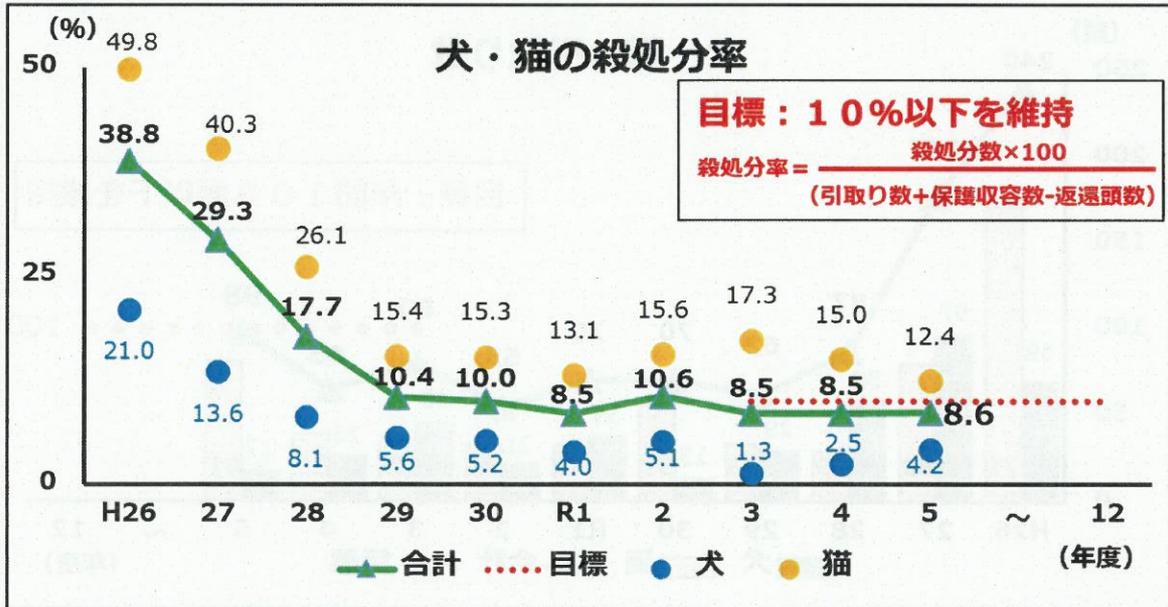
令和5年度の犬・猫の保護収容数は、1299頭（犬707頭、猫592頭）で令和元年度比は98.4%とやや減少しています。令和4年度と比べて、犬は42頭減少し、猫は35頭増加しています。全体として減少の傾向は続いているものの、猫の保護収容は増加しており、飼い主のいない猫への対策・取組を継続して実施し、削減につなげてまいります。



### 3 犬・猫の殺処分率

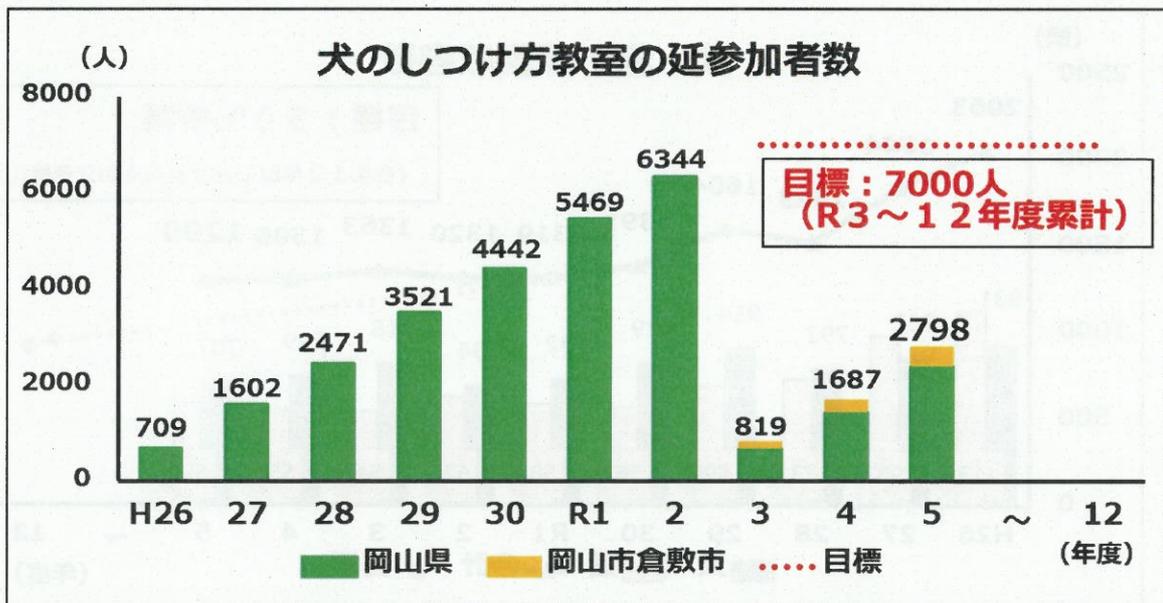
令和5年度の犬・猫の殺処分率は8.6%で、目標としている10%以下を達成しています。

引き続き、マイクロチップ登録情報の活用等により返還頭数の増加に努め、また、譲渡を積極的に進めること等により、殺処分率を少なく維持するよう、取り組みます。



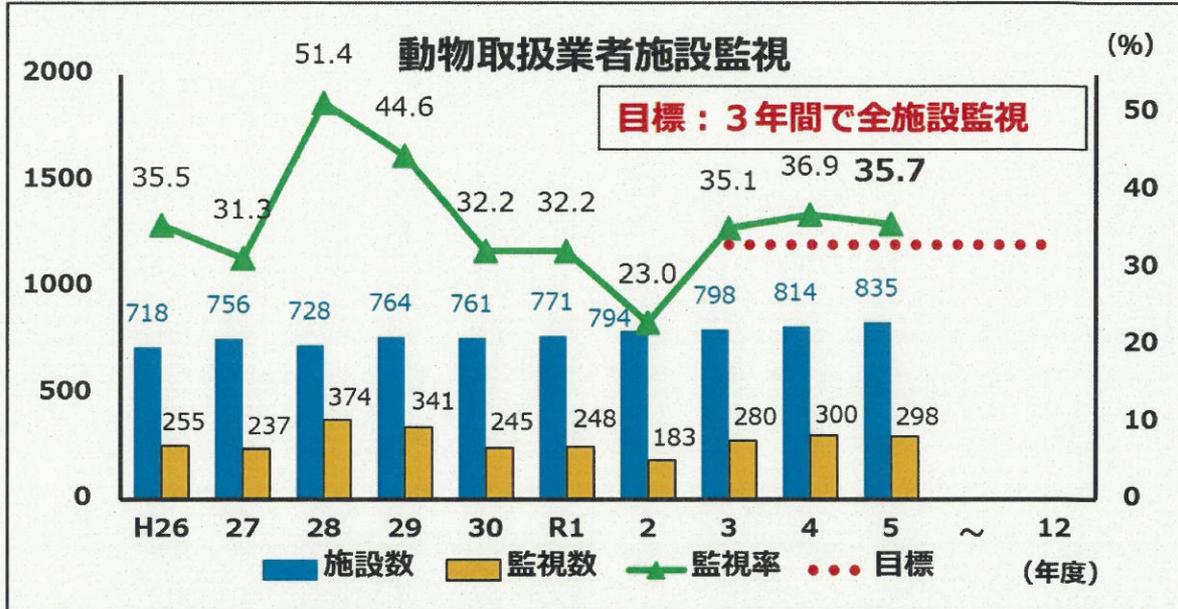
### 4 犬のしつけ方教室の延参加者数

令和5年度は、1,111人の参加がありました。岡山市及び倉敷市での開催もあり、前回計画時よりも多くの方の参加を得る結果となっています。新たな計画では、令和3年度から12年度にかけて累計で7000人を目標としており、この目標達成に向けて、多くの方に参加いただけるよう、動物愛護センター内や地域等へ出張しての教室の開催等に努めます。



## 5 動物取扱業者施設監視

令和5年度の第一種動物取扱業の登録施設835施設に対して、298施設の監視を実施しており、約35.7%の監視率となっています。目標は、3年間で全施設監視（大規模施設は年1回以上）としており、概ね達成していると考えます。令和3年6月に施行となった飼養管理基準等の遵守について、引き続き監視指導を行ってまいります。



## 6 特定動物飼養・保管施設監視率

令和5年度の特定動物飼養・保管施設数46施設に対して、16施設の監視を実施しており、約34.8%の監視率となっています。計画では、毎年100%を目標としており、達成には至っていません。県内において特定動物の逸走事案は発生しておりませんが、引き続き逸走防止の徹底、個体識別措置の実施等の遵守について指導を行ってまいります。

